

件名	同性カップルの「パートナーシップの公的認証」に関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区両国 D			
受理年月日	平成30年6月6日	受理番号	第5号	
<p>要旨</p> <p>1 性的マイノリティーにとっても住みやすい、多様性が認められる魅力ある都市にしていきたいと、墨田区において、その存在を公に認める方策として、同性同士で生活する者も家族として扱う「パートナーシップの認証制度」などの導入に向けて、検討してください。</p> <p>2 墨田区の教育、福祉、医療、就業、その他の行政活動において、性的アイデンティティ（S I）、性的指向（S O）による差別を許さない啓発を行ってください。</p> <p>（理由）</p> <p>同性カップルの「パートナーシップの公的認証」については、2015年に渋谷区の「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」の制定や、世田谷区の「同性パートナーシップ宣誓」の制度が開始されたことがきっかけとなり、伊賀市、宝塚市、那覇市、札幌市、福岡市においても同様の制度が開始され、大阪市でも実施の方向性が示されるなど、全国的な広がりを見せています。</p> <p>東京都では、小池知事が五輪憲章の精神を実現するLGBTを含む差別禁止の条例を制定し、2019年4月から全面施行する旨を表明するとともに、都庁内にLGBTの問題を包括的に解決していくため、各局を横断して調整する部署が新設されました。首都圏では、2017年12月に九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が性的指向や性自認による偏見や差別のない社会を目指すとしてLGBT配慮促進キャンペーンを実施しました。</p> <p>また、民間企業においても、パナソニック、日本IBM、朝日新聞社などでは、社員のうち、同性カップルにも異性間の結婚と同様の福利厚生を適用し、また、生命保険会社では、同性カップル間でも死亡保険金の受取人として指定することを認めるようになってきました。</p> <p>家族を形成できることは、人として根源的な欲求です。異性愛者にとっては、家族を形成できる自由は保障されていますが、同性と親密な関係を築きたい人はそこから排除する風潮があり、それは不当な差別にもつながると思います。</p> <p>そのため、墨田区に同性カップルを含む「パートナーシップの公的認証」のための制度をつくることを希望します。そのことがLGBTへの理解の促進、差別の解消につながり、性的マイノリティーが自分らしく生きられる社会を実現することにつながると考えます。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				